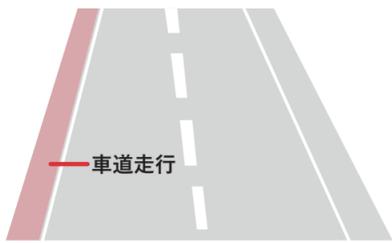


自転車の利用者に課せられる遵守義務

自転車の利用者に課せられる遵守義務とマナー

車道が原則・左側通行の義務



自転車は「軽車両」であり、車道を左側通行する義務があります。歩道は例外的にしか通行できない（標識がある場合など）。

歩道通行時の義務



歩道通行が例外的に認められる場合でも、以下が義務となります。

- ・歩行者優先
- ・車道寄りを徐行
- ・歩行者の通行を妨げる時は一時停止

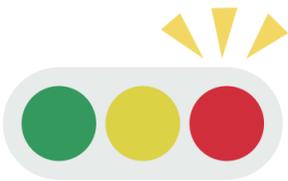
信号遵守・一時停止義務

交差点では信号に従う義務があります。一時停止標識がある場所では必ず停止し、安全確認をしましょう。

夜間のライト点灯義務

夜間は前照灯（ライト）を点灯しなければなりません。

交差点では信号に従う



一時停止場所では必ず止まる



飲酒運転の禁止



自転車も飲酒運転は禁止（道路交通法違反）

ヘルメット着用努力義務（2023年改正）



- ・全ての自転車の利用者にヘルメット着用の努力義務
- ・特に子どもを乗せる場合は保護者に着用義務

安全運転義務

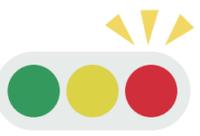
2026年4月から青切符制度が始まります。

- ✓ 周囲の交通状況に応じて安全に運転する義務
- ✓ 歩行者に危険を及ぼす運転は禁止（道路交通法70条）



危険行為の禁止（青切符対象）

警察庁のルールブックによると、以下は「悪質・危険な違反」として取締り対象となります。

| | | | |
|---|--|---|--|
|  信号無視 |  逆走（右側通行） |  スマホ・傘差し運転 |  無灯火 |
|  一時停止無視 |  イヤホンで周囲の音が聞こえない状態 |  二人乗り（幼児用装置を除く） |  ブレーキのない自転車の使用 |

詳しくは、警視庁のホームページ「[自転車の交通ルール](https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/kotsu/jikoboshi/bicycle/menu/rule.html)」をご覧ください。
<https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/kotsu/jikoboshi/bicycle/menu/rule.html>

